

## 市町村窓口におけるDX化促進事業業務委託に係る企画提案競技に関する質問への回答

No.	質問		回答
	項目	内容	
1	仕様書2	貴県内で、消費生活相談のDX化を実施済の4市の自治体名を御教示ください。	令和6年度時点ですが、県で把握する限り、鴻巣市・春日部市・志木市・北本市において、メールやWEBフォームなどを用いた相談受付等を実施しています。
2	仕様書3(1)ウ	想定されている重点訪問市町村数を御教示ください。	仕様書に記載しております通り、各市町村の消費生活相談状況などを踏まえ、協議の上決定する流れですので、現段階で想定しているところはありません。
3	仕様書2、3(1)	業務目的より「消費生活相談のDX化は4市で実施されている。」とございますが、これら4市につきましては、ご記載いただいております「相談窓口のDX化を既に図っている自治体」として情報収集のご協力をいただくことが可能であるという前提を置かせていただいてよろしいでしょうか。	仕様書2の「4市」については、令和6年度時点の情報となりますが、企画提案では、情報収集先として含めていただいて差し支えありません。
4	仕様書3	①(1)消費生活相談のDX化促進事業、(2)市町村ヒアリングの「ヒアリング」につきまして、対面／オンライン希望比率、録音可否などの制約事項があればご教示ください。 ②関連して、(2)市町村ヒアリングにつきまして、全ての市町村の実情を把握するため、聞き取り調査等を行う。とございますが、埼玉県内市町村全63市町村が対象となるご想定をされているかにつきましてもご教示いただければ幸いです。	①特段希望比率などはありませんが、事業目的を踏まえ、より効果的な手法にて実施いただくことを想定しておりますので、その点を踏まえ提案いただければと思います。また、録音については、ヒアリング先自治体に承諾を得た上で実施いただければ、基本的に問題はございません。 ②県内全市町村が対象となります。
5	全般	他の貴県の事業においては、評価基準及び評価基準書があるようにお見受けいたしますが、本事業においてはご提示いただけませんでしょうか。	審査基準について、「6質問への回答」に掲載しました。